

第11号

2025年9月

板橋駅西口地区市街地再開発組合 理事長：深野 雄二
板橋区板橋1-12-7谷川ビル203
電話:03-5755-5759 / FAX:03-6912-4701
E-mail:itanishikumiai@bz04.plala.or.jp



都市再開発法第90条の登記申請を行いました

東京都からの権利変換計画の変更について、受領した旨の通知を受けましたので、令和7年8月25日に都市再開発法第90条の登記申請を行いました。

2～3か月後に登記が完了しますと、権利変換計画に基づき、再開発の新しい土地に権利者皆様の共有持分が登記されます。

**登記の変更や権利の移動については、必ず、再開発組合事務局に
事前にご相談下さい。**



※90条登記とは

(権利変換の登記)

第90条 施行者は、権利変換期日後遅滞なく、施行地区内の土地につき、従前の土地の表題部の登記の抹消及び新たな土地の表題登記並びに権利変換後の土地に関する権利について必要な登記を申請し、又は嘱託しなければならない。

2 施行者は、権利変換期日後遅滞なく、第87条第2項の規定により施行者に帰属した建築物については所有権の移転の登記及び所有権以外の権利の登記の抹消を、施行地区内のその他の建築物については権利変換手続開始の登記の抹消を申請し、又は嘱託しなければならない。

3 権利変換期日以後においては、施行地区内の土地及び第87条第2項の規定により施行者に帰属した建築物に関しては、前二項の登記がされるまでの間は、他の登記をすることができない。

★商業施設運営部会・管理運営部会への参加者を再募集します！

再開発ビル完成後の管理運営を検討する部会員を募集しておりましたが、まだ参加枠がございますので、ご希望の方は、2025年9月30日までに参加希望届をご提出ください。

皆様のご参加をお待ちしております！

解体工事の進捗状況について

木造家屋等の解体が完了し、続いて鉄骨造、そして鉄筋コンクリート造の建物へと、徐々に上物の解体も進んでおります。また周辺道路の下水道やガス等のインフラ関連の撤去および新設工事も開始しております。日中の工事が難しい工事については夜間工事も行いながら、予定通りに工事が進んでおります。引き続き2026年夏の解体工事完了に向けて、安全に配慮し工事を進めて参ります。



固定資産税等の精算を行います！

関係者の皆様には大変お待たせしておりますが、ようやく全員の書類が揃い、現在計算を行っております。計算が終了しましたら、皆様へ「通知」をお送りいたします。金額をご確認のうえ、「確認書（振込口座届等）」をご返送いただくことになります。詳しくは別途ご案内をお送りいたしますので、ご確認願います。

★近隣説明会を開催いたしました！

(東京都中高層建築に係る紛争の予防と調整に関する条例による)

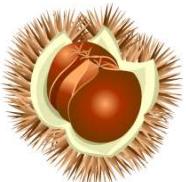
当再開発施行地区の周辺住民約5100世帯に開催案内を配布し、

2025年9月22日（月）、2025年9月23日（火・祝）の2日間 開催いたしました。

両日合わせて100名を超える参加をいただきました。頂いたご意見等に対応して参ります。

お問い合わせ先

板橋駅西口地区市街地再開発組合 事務局



事務局員：牧野、銀、木村、荻野
住所：〒173-0004 板橋区板橋1-12-7 谷川ビル203
電話：03-5755-5759 FAX：03-6912-4701
E-mail：itanishikumiai@bz04.plala.or.jp



ホームページQRコード